

教育委員会提出議案

第2号議案

組織改正について上記の議案を提出する。

令和7年1月28日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

組織改正について

組織改正に係る区長部局からの照会に対し、別添資料のとおり教育委員会から回答する。

(説 明)

組織改正について、教育委員会の意見を聴取するため、本案を提出する。

6 豊政行発第122号
令和7年1月24日

豊島区教育委員会
教育長 金子 智雄 様

豊島区長 高際 みゆき
(公印省略)

図書館課の教育部への移行について（照会）

標記の件につきまして、教育委員会のご意見を伺いたく、別添資料を添えて照会いたします。

図書館課の教育委員会への移行について

1. 経緯

区政の基軸である文化政策について、人員、施設、財源を集約し一体的・効果的に推進するため、文化政策の一翼を担っている中央図書館を平成20年度に教育委員会から区長部局（文化商工部）へ移行した。

具体的には、「中央図書館長の職責に関すること」ならびに「図書館の管理及び運営に関すること」を、「豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」において、区長部局（文化商工部）が事務を行うこととしている。

●豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

第2条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、[地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和31年法律第162号\)第21条](#)に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、[次の表](#)の左欄に掲げる事務を[同表](#)の右欄に掲げる補助職員に補助執行させるものとする。

- ・中央図書館長の職責に関すること。(文化商工部図書館課長)
- ・図書館の管理及び運営に関すること。(文化商工部に所属する職員)
- ・[会計年度任用講師の任用等に関する規則\(令和元年教育委員会規則第11号\)](#)に規定する会計年度任用講師の社会保険に関すること。(総務部に所属する職員)
- ・幼稚園教育職員の給与、福利厚生その他の勤務条件に関すること。(総務部に所属する職員)
- ・[豊島区立幼稚園条例施行規則第3条第1項](#)に規定する区立幼稚園の入園手続きに関すること。(子ども家庭部に所属する職員)

2. 現状・課題

補助執行による移行から16年が経過し、本区ゆかりの小説家・マンガ家をはじめとする地域の文化資源に関する資料の収集・保存・提供、各文化施設で実施する資料展示など当初の課題であった、文化資源（施策事務事業、施設等）との連携スキームは形成されている。

一方で、子ども・若者の読書離れ、活字離れが懸念されており、子どもたちの読書活動への関心や学習意欲を高めるため、学校及び学校図書館、学校司書との連携を強化する必要がある。

3. 移行理由・手法

学校と図書館の連携を強化し、学校図書館の学習情報センター化や学校図書館司書の充実により、子どもたちが主体的に学習できる環境整備の着実な推進のため、補助執行で区長部局にて行っている図書館業務を解除し、教育委員会へ移行する。

4. 移行時期

令和7年4月1日

部 名	現 行 (令和6年4月1日現在)	改 正 後
文化商工部		
改正内容 (理由)	- 文化政策の推進体制強化及びスポーツ政策の充実・推進のため、文化スポーツ部を設置し、文化企画課、文化事業課、生涯学習・スポーツ課を配置する。 - 中小企業、商店街の支援強化とともに、産業と観光の一体的振興を進めるため、産業観光部を設置し、産業振興課、観光課、アニメ・マンガ・トキワ荘担当課長を配置する。 - 文化施策を戦略的かつ機動的に展開するため、文化デザイン課を企画部門と事業部門に分割し、文化企画課、文化事業課を新設する。 - マンガ・アニメ活用担当課長とトキワ荘マンガミュージアム担当課長を統合し、マンガ・アニメ・トキワ荘担当課長を新設する。 - 所掌事務が分かりやすい課名とするため、生活産業課を産業振興課に、文化観光課を観光課に、学習・スポーツ課を生涯学習・スポーツ課に名称変更する。 - トキワ荘の円滑な運営が確立し、担当課長が館長職を担うため、トキワ荘マンガミュージアム館長を廃止する。 - 学校教育と図書館司書の連携強化を図るため、図書館課を教育部に移行する。(教育委員会へ意見照会中) - 文化財業務の集約及び文化施策との連携強化のため、文化事業課に教育部庶務課の文化財業務を移行する。(教育委員会へ意見照会中) * 地方自治法第180条の7による補助執行	
教育部		
改正内容 (理由)	- 学校支援体制の強化及び教育現場におけるICTの環境整備と活用の一体的推進のため、教育施策推進担当課長とICT教育推進担当課長を統合し、指導課に学校支援担当課長を新設する。 - 学校教育と図書館司書の連携強化を図るため、文化商工部から図書館課を移行する。(教育委員会へ意見照会中) - 文化財業務の集約及び文化施策との連携強化のため、教育部庶務課の文化財業務を文化スポーツ部文化事業課へ移行する。(教育委員会へ意見照会中) * 地方自治法第180条の7による補助執行	

(案)

6 教庶発第 号
令和 7 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき様

豊島区教育委員会 教育長
金子 智雄
(公印省略)

中央図書館の教育部への移行について (回答)

令和 7 年 1 月 24 日 6 豊政行発第 122 号にて照会のあった標記事項については、下記のとおり回答いたします。

記

1. 教育部への移行に対する意見

平成 20 年度に中央図書館が区長部局に移行したことにより、図書館が文化政策の一躍を担う組織としてより明確に位置付けられ、区の文化資源と連携し図書館の有効活用を図ることができました。特に、平成 19 年にオープンした現中央図書館と併設の「あうる・すぽっと」との連携により、中央図書館の利用者が飛躍的に増加し、図書館に対する区民の認知度のアップに繋がったことと思います。

また、教育委員を委員として構成した図書館経営協議会を設置したことにより、図書館行政の中立性が担保され、図書館サービスの質の向上に繋がりました。

以上の点において、当初掲げていた移管の目的は達成されたことと認識しております。

一方で、全国規模で不読率が上昇し、子どもたちの読書離れや活字離れが懸案されております。国においては、有識者会議を設置し、公共図書館と学校図書館の直面する課題が一体的に議論されており、今後、図書館法の運営基準（図書館の設置及び運営上の望ましい基準）を見直し、公共図書館と学校図書館の一層の連携による子どもの読書機会の充実を図る動きがあります。

本区においても、区立図書館の貸出数をみると、小学校低学年までは堅調なものの、小学校高学年から大学生層の減少傾向が顕著であるという実態があります。この傾向は経年でも拡大しており、子どもの読書活動の推進は喫緊の課題となっております。

また、学習指導要領では、これからの予測不可能な時代を生き抜く子どもたちには、自ら課題を発見し、解決策を探り、試行錯誤しながら課題解決する力をつけることが求められています。そのためには、学校図書館や区立図書館にある本を活用して、主体的に学ぶことが必要であると言われております。

デジタル化が進む今日、図書館の必要性が再認識される中、学校図書館においては、子どもたちの発達段階に合わせて選書されており、自らの興味・関心に合わせて調べたり、学んだりすることができます。区立図書館においてもおすすめ図書や依頼図書の各学校への配送、レファレンス対応、ブックトークなどの学校訪問、区立図書館への児童生徒の招待などの取り組みを行っております

今後、移管による組織の一元化により、区立図書館と小・中学校の学校図書館、学習情報センターとの一層の連携強化が図られ、子どもの読書に対する関心と学習意欲を高めていくことが期待できると考えております。

以上のことから、中央図書館を教育部に移行させることに同意いたします。

2. 中央図書館移管に際しての要望

移行にあたっては、区長部局が以下の事項について、着実に取り組むことを要望いたします。

- 教育委員会への移管後も、区長部局は教育委員会と連携・協力のうへ、図書館機能の維持・発展、また文化施設としての価値向上に取り組むこと。
とりわけ、近年公共図書館には生涯学習に加え、まちづくり、地域コミュニティなど多様な役割が求められことから、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、幅広い利用者のニーズにきめ細かく応えられるよう、区長部局においては、区立図書館の支援及び有効活用を推進すること。
- 今後も教育委員会との連携の強化に努め、図書館を区民及び区政運営のシンクタンクとして機能を強化させるとともに、図書館のサービス内容のグレードアップに寄与すること。また、図書館の知名度向上に積極的に取り組むこと。

以上

6 豊政行発第 1 2 3 号

令和 7 年 1 月 2 4 日

豊島区教育委員会

教育長 金子 智雄 様

豊島区長 高際 みゆき

(公印省略)

文化財業務の区長部局への移行について（照会）

標記の件につきまして、教育委員会のご意見を伺いたく、別添資料を添えて照会いたします。

文化財業務の区長部局への移行について

1. 令和7年度 組織改正について

本区の文化政策のさらなる推進のためには、祭事・芸能、舞台芸術等の多彩な事業を一体的に展開していくことが必要であり、これにより、文化の継承と発展、区民の参加・創造の機会創出等の充実が期待できる。

令和7年度の組織改正では、文化政策の推進体制強化等を目的に文化スポーツ部を設置し、戦略的かつ機動的な事業展開のため、文化企画課と文化事業課を新設することを予定している。

文化スポーツ部 文化事業課の分掌事務（予定）

分掌事務	R6年度所管課
(1)文化芸術創造支援事業に関する事 (2)ぞうしがやこどもステーションに関する事 (3)庁舎まるとミュージアムに関する事 (4)文化芸術の振興に関する事 (5)文化芸術事業の推進に関する事 (6)豊島区立熊谷守一美術館に関する事 (7)郷土資料館に関する事 (8)雑司ヶ谷旧宣教師館に関する事 (9)鈴木信太郎記念館に関する事 (10)昭和歴史文化記念館に関する事 (11)池袋モンパルナス回遊美術館事業に関する事 (12)収蔵作品資料の展示・活用、教育普及に関する事	文化商工部 文化デザイン課
(1)文化財の保護に関する事 (2)文化財の保存に関する事 (3)文化財の活用に関する事 (4)文化財の普及啓発に関する事 (5)埋蔵文化財に関する事 (6)豊島ふくろう・みみずく資料館に関する事	教育部 庶務課

2. 現状・課題

現在、郷土資料館や都の指定有形文化財である雑司ヶ谷宣教師館、区の指定有形文化財である鈴木信太郎記念館の所管は区長部局（文化商工部）であるが、文化財の保護や指定等の業務所管は教育部庶務課となっており、文化財関連業務の所管は2部局に分かれている。

今後、区の文化政策を一体的に展開していくにあたっては、文化財関連業務におけるより効率的かつ効果的な体制の構築が必要である。

また、貴重な文化財を後世に伝え保存していくためには、今後、文化財に対する区民の理解を深めていくとともに、更なる活用を図っていく必要がある。

3. 移行理由

文化財を含む区内の様々な文化資源に関連する講座やイベントの開催、各種刊行物の発行、情報発信、区民・利用者等のレファレンス対応等の業務は、区民が豊島区の歴史・文化を身近に感じ、理解をより一層深めるための重要な取り組みとして位置付けられる。

文化財業務を区長部局へ移行することで、芸術・音楽など様々な文化政策との一体的な展開、観光情報と連携したPRなど、文化財業務のさらなる充実と強化が見込まれる。

4. 移行手法

地方自治法第180条の7による補助執行

文化財業務や埋蔵文化財業務は、移行によって区長部局（文化事業課）の職員が執行するが、指定や登録などの権限は教育委員会となる。

5. 移行時期

令和7年4月1日

部 名	現 行 (令和6年4月1日現在)	改 正 後
文化商工部		
改正内容 (理由)	- 文化政策の推進体制強化及びスポーツ政策の充実・推進のため、文化スポーツ部を設置し、文化企画課、文化事業課、生涯学習・スポーツ課を配置する。 - 中小企業、商店街の支援強化とともに、産業と観光の一体的振興を進めるため、産業観光部を設置し、産業振興課、観光課、アニメ・マンガ・マンガミュージアム担当課長を配置する。 - 文化施策を戦略的かつ機動的に展開するため、文化デザイン課を企画部門と事業部門に分割し、文化企画課、文化事業課を新設する。 - マンガ・アニメ活用担当課長とマンガ・アニメ・マンガミュージアム担当課長を統合し、マンガ・アニメ・マンガミュージアム担当課長を新設する。 - 所掌事務が分かりやすい課名とするため、生活産業課を産業振興課に、文化観光課を観光課に、学習・スポーツ課を生涯学習・スポーツ課に名称変更する。 - マンガ・アニメ・マンガミュージアム館長の廃止。 - トキワ荘の円滑な運営が確立し、担当課長が館長職を担うため、マンガ・アニメ・マンガミュージアム館長を廃止する。 - 学校教育と図書館司書の連携強化を図るため、図書館課を教育部に移行する。(教育委員会へ意見照会中) - 文化財業務の集約及び文化施策との連携強化のため、文化事業課に教育部庶務課の文化財業務を移行する。(教育委員会へ意見照会中) * 地方自治法第180条の7による補助執行	
教育部		
改正内容 (理由)	- 学校支援体制の強化及び教育現場におけるICTの環境整備と活用の一体的推進のため、教育施策推進担当課長とICT教育推進担当課長を統合し、指導課に学校支援担当課長を新設する。 - 学校教育と図書館司書の連携強化を図るため、文化商工部から図書館課を移行する。(教育委員会へ意見照会中) - 文化財業務の集約及び文化施策との連携強化のため、教育部庶務課の文化財業務を文化スポーツ部文化事業課へ移行する。(教育委員会へ意見照会中) * 地方自治法第180条の7による補助執行	

(案)

6 教庶発第 号
令和 7 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき様

豊島区教育委員会 教育長
金 子 智 雄
(公印省略)

文化財業務の区長部局への移行について (回答)

令和 7 年 1 月 24 日 6 豊政行発第 123 号付にて照会のあった標記事項については、
下記のとおり回答いたします。

記

教育委員会ではこれまで、「文化財保護法」や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等の規定を踏まえ、文化財保護に関する事務を所管し、文化財の保存と活用及びその充実に努めてきました。

このたび、照会のあった文化財業務の区長部局への移行については、これにより芸術・音楽など様々な文化政策との一体的な展開が図られるとともに、観光情報との連携など、貴重な文化財を後世に伝え保存していくため、更なる業務の充実と強化が期待できるものと認識しております。

一方で、文化財が国民・区民の貴重な財産であり、一旦滅失・毀損すれば原状回復が困難となることを踏まえ、教育委員会としては、以下の点が担保されることを条件として、文化財保護業務の区長部局への移行について同意いたします。

- (1) 本区の文化財保護行政の中立性が担保されること
- (2) 文化財への理解を深めるとともに文化財保護の普及啓発に資するため、引き続き学校教育との連携が確保されること
- (3) 区長部局への移行後も、既存事業が円滑に継続され、教育委員会への報告や協議が適切に行われること

以上

図書館の区長部局への補助執行に関する経緯

No.	時期	関連法規の改正・動き	概要
1	昭和 24 年	社会教育法の制定	教育委員会の職務権限として「図書館、博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること」が規定される。
2	昭和 39 年	図書館設置条例の制定	豊島区立図書館を設置
3	平成 16 年	組織改正の検討（文化、スポーツ、生涯教育、図書館）	文化、スポーツ、生涯教育、図書館の区長部局への移管を検討・決定 （平成 16 年に教育委員会で 3 回審議、3 回目に照会に対する回答） ※図書館課の移管は見送り
4	平成 20 月 1 月	組織改正の検討（図書館）	図書館の区長部局への移管を検討・決定 （平成 2 0 年 1 月～教育委員会で 3 回審議、3 回目に照会に対する回答）
5	平成 20 年 4 月	豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正	「中央図書館長の職責に関すること」、「図書館の管理及び運営に関すること」が区長部局への補助執行が規定され、組織改正が行われた。

文化・スポーツ・生涯学習の区長部局移行に関する経緯

No.	時期	関連法規の改正・動き	概要
1	昭和 31 年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (以下「地教行法」) の制定 ※以降、複数回法改正あり。	教育委員会の設置等、教育行政の基本が規定されたほか、教育委員会の職務権限に「青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること」、「体育に関すること」、「文化財の保護に関すること」他が規定された。 ※現行法の表記と異なる
2	平成 15 年	区議会より要望	区議会一般質問で、「教育委員会の職務は学校教育に特化し、文化、スポーツ、生涯教育は区長部局へ移管すべき」との提案。
3	平成 16 年	組織改正の検討	文化、スポーツ、生涯教育、図書館の区長部局への移管を検討・決定 (平成 16 年に教育委員会で 3 回審議、3 回目に照会に対する回答の議決) ※図書館課の移管は見送り
4	平成 17 年	組織改正に伴い、豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定	文化、スポーツ、生涯教育に関する教育委員会所管の事務のうち、一部を区長部局への補助執行が規定され、組織改正が行われた。
5	平成 19 年	地教行法の改正	職務権限の特例の規定が追加され、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く)と文化に関すること(文化財保護を除く)が、条例に基づき、長が管理執行できるようになった
6	平成 21 年 4 月	豊島区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定	上記に基づき、条例を制定。スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く)と文化に関すること(文化財保護を除く)について、長が管理執行することとなった。
7	平成 21 年 4 月	豊島区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正	上記条例を制定したため、スポーツに関する事務で一部区長部局に補助執行していた事務が解除された。
8	平成 31 年	地教行法の改正	<u>文化財の保護に関することも条例に基づき長が管理執行できるようになった。</u>